

3年度

香川県知事 浜田 恵造 様

- ・記載部分を赤字にしております。
- ・可能であれば電子機器で記載ください。
- ・注意事項を番号で記載しておりますので、ご確認ください。

香川県住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付申請書

香川県住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

1. 申請情報

※以下、該当する「□」に「✓」を記載ください

(1) 申請者	申請日	令和 3年 4月 15日 ※発送日を記載		
	申請者区分 ①	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 個人事業主 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 区分所有法に規定する管理者		
	申請方法	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input checked="" type="checkbox"/> 手続代行者		
	郵便番号	〒760 - 8570		
	住所	香川県高松市番町四丁目1番10号 ※個人の場合は、住民票に記載された住所をお書きください。		
	名前 ②	香川 環太 ※個人の場合は、住民票の表記とおりに記載ください。		
電話番号 ③	087-832-3851			
(2) 補助対象	対象区分	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システムのみ <input type="checkbox"/> 蓄電システムのみ <input checked="" type="checkbox"/> 両方		
	補助金申請額	150,000円（千円未満切捨て）④		
	(内訳)	太陽光発電システム	50,000円	蓄電システム 100,000円
(3) 設置場所	建築区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既築 <input type="checkbox"/> 建売	住居形態	<input checked="" type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> 集合住宅
	設置予定住所	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ <input checked="" type="checkbox"/> その他（下記に記載）		
	郵便番号	〒760-8582		
	住所	香川県高松市天神前6番地1		
⑤ (4) 手続代行者	申請方法が「手続代行者」の場合、下記に記載する者に当補助金申請の手続行為を委任します。 ※申請者本人が申請する場合は記載不要。			
	会社名/支店・営業所名	香川県 本店		
	代表者名	代表取締役社長 ○○ ○○		
	実務担当者名	讃岐 環太郎	担当者電話番号	087-832-3215
	※手続代行をする場合、「手続代行者連絡票」（別記様式第1号）を提出ください。 過年度に手続代行した場合も提出が必要です。			

○ 仮住まい等で(1)の申請者住所と異なる住所に交付決定通知書の送付を希望する場合は下記に記入

〒 _____

2. 太陽光発電システム概要

※蓄電システムのための申請の場合、記載不要

太陽電池の公称最大出力	8.74 kW (小数点2桁未満は切捨て)
パワコン・インボの台数	2台 ※台数に応じて、下記の①～③を記載ください
定格出力	① 4.4kW ② 4.4kW ③ kW
増設の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 増設なし <input type="checkbox"/> 増設あり (既設分 ○○.○○ kW)
補助対象経費 (税込)	2,500,000円

※太陽電池の補助金額は1kWあたり1.3万円となります(上限5万円)

3. 蓄電システム概要

※太陽光発電システムのための申請の場合、記載不要

設置 機器	メーカー名	香川県庁(株)	パッケージ型番	○○-○○○○
	蓄電容量	5.00 kWh		
補助 対象 経費	①設備費(パッケージ型番一式)	1,200,000円		9
	②その他経費	300,000円		
	③小計(税抜)	1,500,000円		
	④合計(税込)	1,650,000円		

※パッケージ型番一式の価格(税抜)の1/10が補助金額となります(上限10万円)

10

4. 重要事項確認 ※必ず申請者本人が内容を確認した上で、全ての欄に「✓」ください

	重要事項	チェック欄
1	補助対象システムの設置を予定する建物等に申請者以外の所有者はありません。又は、他に所有者がある場合は、設置についての承諾を受けています。	✓
2	補助対象システムの設置等に係る工事は未着工で、交付決定日より前に工事着手(建売の場合は建物引渡し)は行いません。また、新たに太陽光発電システムの設置等を行う場合においては、交付決定日より前に電力需給の開始を行いません。	✓
3	交付決定通知書は、申請者あてに送付されることを理解しました。	✓
4	補助対象年度内(3月31日が土日の場合は営業日内)までに実績報告書の提出できない場合、補助金の交付を受けられないことを理解しました。	✓
5	申請者は、暴力団、暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者に該当しません。	✓
6	補助対象システムの設置場所(受給地点)は住居(店舗等との兼用を含む)です。既設の太陽光発電システムに蓄電システムを設置する場合、電力受給契約書に記載の受給地点と住民票又は登記簿謄本に記載の住所は同じ場所です。	✓
7	概要書に記入した補助対象システム設置予定場所と提出した契約書等に記載されたシステム設置場所は同じ場所です。また、システム設置場所に関する記載のない契約書等は、契約者の住所として記載してある場所にシステムの設置等を行います。	✓
8	補助金の申請にあたり、J-クレジット制度に基づく県が運営・管理する「かがわスマートグリーン・バンク(太陽光発電)」に入会することを理解しました(入会要件を満たす場合)。	✓

○ 以下、上記交付申請書記載における注意事項です

番号	項目	注意事項
①	申請者区分	・個人事業者とは、マンション・アパート経営者で、自分の住民票の住所以外のマンションやアパートに補助対象システムを設置する人のことです。
②	名前	・原則、略字・俗字は不可です。電子機器で入力できない場合は、手書きください。
③	電話番号	・申請者本人の連絡先を記載ください
④	補助申請金額	・両方申請される方は、合計を記載ください。 ・以下に内訳も千円未満切捨てにより記載ください。 ・太陽光発電システムの金額は、「太陽電池の公称最大出力」（小数点2桁未満は切捨て）に1.3万円を乗じた金額（千円未満切捨て）を記入してください。ただし、上限は5万円です。 ・蓄電システムの金額は、「設備費（パッケージ型番）」の1/10で、上限10万円となっております。
⑤	手続代行者	・「会社名」は、実際に手続代行を行う支店・営業所等を記載ください。 ・実務担当者氏名は、必ず補助金交付申請手続きに関する問合せ等に対応できる方の氏名を記入ください。 ・手続代行者連絡票は、手続代行における担当ごとに必ず提出ください。なお、次回手続代行において、同じ担当が手続担当する場合は、提出不要です。
⑥	増設の有無	・平成23年度以降に、県の補助金を受給している場合（5万円以上）、補助申請することはできませんので、ご注意ください。
⑦	補助対象経費	・太陽光発電システムに要する費用を記載ください。 例：太陽電池モジュール及び架台、パワーコンディショナ、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉等、HEMS、モニター及びシステム保証料等、工事費等（経費、管理費、ケーブル類、連系立会い費等、電気工事、安全対策費等）。屋根の補修、塗装代等については、省いてください。
⑧	設置機器	・設置機器は、国による「 <u>ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業</u> 」の対象機器として登録されていることが必要です。 ※補助申請時に登録されていない機器については、実績報告書提出の際に、登録されていないければ、補助対象外となりますので、ご注意ください。 ・パッケージ型番は、国へ対象機器として登録している型番になります。
⑨	設備費	・パッケージ型番における蓄電池の機材は、メーカーにより異なります。パッケージ型番：蓄電池ユニット、パワーコンディショナ、コンバータ、モニターなど、どの機材までパッケージ型番として含まれているか、メーカーにより異なりますので、HP等でご確認ください。 ・設備費の1/10が補助金額となるため、工事請負契約書や見積書等で必ず金額を確認できることが必要です。 例：KW-〇〇〇〇（パッケージ型番）：1,200,000円 など
⑩	重要事項確認	・重要事項確認の内容に反していれば、補助決定を取消す場合がありますので、ご注意ください。